

吹田市公共施設最適化計画【実施編】 [概要版]

はじめに～第1章 吹田市公共施設最適化計画【実施編】の取組について

本市は、一般建築物、インフラ・プラント系施設及び公有地を含めた公共施設の最適化に取り組んでいます。公共施設の多くが、昭和30～50年代の人口急増期に整備され、今後老朽化に伴う施設の更新や大規模改修が集中的に発生することが予想される一方で、少子高齢化の進展や将来的な人口減少の予測により、厳しい財政状況が続くと見込まれることから、公共施設を現状の規模のまま維持し続けるのは、極めて困難な状況であることが予想されるためです。

これまでの取組

平成25年（2013年）3月：「吹田市施設白書」作成
現状と課題を把握し、今後の施設のあり方を検討していくための基礎資料として作成

平成26年（2014年）3月：「吹田市公共施設最適化計画【方針編】」策定
持続可能なまちづくりの実現に向けて、最適な整備・再配置・維持保全など、一般建築物の最適化を推進するための基本的な方針として策定

本計画【実施編】

(1) 一般建築物の最適化に向けた取組方策

(2) 用途分類別の施設の方向性

最適化計画における用途分類別の施設の位置付け
・施設機能から見た建物保有の必要性がより高い施設 など

施設評価
・用途分類別施設別の特徴、課題をレーダーチャートで可視化

用途分類別の施設の方向性
現状と課題、今後の方向性を設定

本計画【実施編】策定後の予定

個々の施設の方向性について検討
用途分類別の施設の方向性に沿って検討を進め、個々の施設の方向性を示す

第2章 一般建築物の最適化に向けた取組方策

吹田市公共施設最適化計画【方針編】で定めた下記(1)～(5)の一般建築物最適化推進の基本方針について、全施設に共通する取組として、適切な時期を捉えて必要な投資を行うなど、より具体的に整理しています。

- (1) 総合的・計画的な維持保全及び施設機能の向上
- (2) 市民ニーズ・地域特性に対応した公共サービスの最適化
- (3) 市民の利便性、施設の効率化を高める施設の複合化
- (4) 施設総量の最適化に向けた目標設定と新規施設整備のルールづくり
- (5) 健全財政維持のための会計情報や新たな財源の活用

第3章 用途分類別の施設の方向性

今後個々の施設のあり方・方向性を検討するにあたっては、全庁横断的に用途分類別における施設ごとに、現状と課題など特性を整理したうえで進めることが必要であるため、下記のとおり用途分類別の施設の位置付けや施設評価を行い、方向性についてまとめています。

1 用途分類別の施設の位置付け

公共施設で提供するサービス・機能からみて、建物保有をすべきかどうかについて着目し、市が建物を保有する必要性がより高い施設について、下記(1)～(3)のとおり抽出しました。

- (1) 核(拠点)となる施設 … 庁舎、小学校、中学校
- (2) 防災・救急等の施設 … 消防施設、保健・医療施設
- (3) インフラ・プラント施設（一般建築物としての対象施設）… 火葬場

2 施設評価

各施設の特徴及び課題を把握し、用途分類及び個別施設の方向性を導くことを目的として、各施設の状況について、以下の項目にて分析した結果をレーダーチャートにより可視化し、評価を行います。

分類	項目
サービス	①設置目的、②代替性、③地域性、④利用状況、⑤施設状況
建築物	⑥耐震性能、⑦機能性（バリアフリー）、⑧経年状況（築年数・保全状況）
コスト	⑨維持管理費、⑩事業運営費

3 用途分類別の施設の方向性

上記1及び2の内容に基づき、用途分類別に施設の現状と課題、今後の方向性を整理しました。なお、本計画では用途分類別の方向性までを取りまとめており、その記載内容は次ページのとおりです。

第4章 今後の進め方

今後は、吹田市公共施設最適化計画【実施編】に基づき、個々の施設の具体的な計画について、十分な議論をしながら進めます。

本計画期間の平成32年度（2020年度）までの取組については、各施設の利用圏域や機能を整理・分析するとともに、老朽化の状況など施設の評価の内容を踏まえ、早期に方向性を示す必要のある施設と中長期的な方向性を示していく施設に分類し、検討を進めます。

用途分類別の施設の方向性（抜粋）

用途	今後の方向性
(1) 行政施設	
ア 庁舎	・庁舎は、建物所有を継続し、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕か建替えかなどの検討を行い、全体の方向性を決定します。余剰床がある場合は、核（拠点）となる施設として他の施設との複合化の可能性もあわせて検討します。
イ 出張所・市民サービスコーナー	・出張所は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。また、利用状況等に応じて、各地域の施設との複合化の可能性についても検討します。 ・市民サービスコーナーは、各種証明書のコンビニ交付サービスの開始に伴い、現施設の必要性について検討します。
ウ その他庁舎	・環境部庁舎（事業課庁舎、事業課業務グループ庁舎）は、建物所有を継続しますが、規模の適正化や大規模修繕等に関して検討します。 ・その他の施設については、公共施設の余剰スペースへの入居可能性など施設の有効活用について検討します。また、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進め、民間施設に入居する必要がある場合には、賃料削減を含めた費用対効果等についても検討します。
エ 消防施設	・消防施設は、建物所有を継続し、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕か建替えかについての検討を進めます。また、複合化の可能性についても検討します。
(2) 文化・交流施設	
ア 市民交流施設	・市民交流施設は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。また、地域性に配慮したうえで、利用状況等に応じて各地域の施設との統廃合や複合化の可能性についても検討します。
イ 特定テーマ施設	・特定テーマ施設等は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。また、それぞれの施設の特性を踏まえて、施設の統廃合や複合化についても検討します。
(3) 社会教育施設	
ア 生涯学習施設	・地区公民館は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。また、地域性に配慮したうえで、利用状況等に応じて各地域の施設との統廃合や複合化の可能性についても検討します。 ・山手小学校地域交流室は、公民館の建替え計画にあわせて、施設のあり方について検討します。 ・図書館は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。また、立地状況、利用状況等に応じて統廃合や各地域の施設との複合化の可能性についても検討します。 ・博物館は、市民ニーズの変化を踏まえて、市民の主体的な参加を得ながら効率的な運営を含めた施設のあり方について検討します。 ・旧西尾家住宅、旧中西家住宅は、指定及び登録文化財として文化財保護法等の法令に基づいて、適切な保存・管理を行います。
イ 青少年施設	・青少年施設は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。また、施設の特性を踏まえて、施設の統廃合や複合化についても検討します。
ウ スポーツ施設	・スポーツ施設は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。また、立地状況、利用状況等に応じて統廃合や複合化の可能性についても検討します。
(4) 子ども子育て支援施設	
ア 児童福祉施設	・市立保育園については、5園の民営化を進め、市立幼稚園とともに認定こども園への移行を検討します。また、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。 ・その他の児童福祉施設については、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。また、機能の見直しを行うとともに利用状況等に応じて統廃合や複合化の可能性についても検討します。

イ 子育て支援施設	・留守家庭児童育成室は、学校施設との効果的・効率的な複合化を図るとともに、小学校校舎の劣化状況に応じた修繕を計画的に進めることを検討します。 ・その他の子育て支援施設は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。また、利用状況等に応じて統廃合や複合化の可能性についても検討します。
(5) 学校施設	
ア 幼稚園	・市立幼稚園については、8園について単独での幼稚園型認定こども園への移行を進めるとともに、市立保育所との一体化による連携型認定こども園化についても検討します。また、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。
イ 小学校	・小学校は、建物所有を継続し、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。余剰床がある場合は、核（拠点）となる施設として留守家庭児童育成室など他の施設との効果的・効率的な複合化もあわせて検討します。
ウ 中学校	・中学校は、建物所有を継続し、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。余剰床がある場合は、核（拠点）となる施設として他の施設との複合化の可能性もあわせて検討します。
(6) 社会福祉関連施設	
ア 生きがい活動施設	・生きがい活動施設は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。また、施設の特性を踏まえて、施設の統廃合や複合化についても検討します。
イ 高齢者・障がい者福祉施設	・高齢者・障がい者福祉施設は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。また、利用状況等に応じて、施設の統廃合や複合化の可能性についても検討します。 ・高齢者福祉施設は、民間での代替サービスの可能性など、施設のあり方について検討します。
ウ 保健・医療施設	・保健・医療施設は、建物所有を継続し、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。 ・休日急病診療所は、暫定的な場所での運営であるため、恒久的な場所への移転の検討を進めます。 ・岸部診療所は、近隣診療所の開設状況などを踏まえたうえで、今後の施設のあり方について検討します。
エ 事務所・その他	・総合福祉会館・地域保健福祉センター・シルバーワークプラザは、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。また、市域全体のバランス、利用状況等に応じて、各地域の施設との複合化の可能性についても検討します。
(7) 住宅施設	
ア 市営住宅	・市営住宅は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。また、市民ニーズの変化や将来を見据えた施設のあり方を検討し、建替え時期にあわせて借上げ住宅とのバランスについても検討します。
(8) 交通施設	
ア 交通施設（自転車駐車場等）	・自転車駐車場・保管所は、市民ニーズの変化を踏まえて、所有のあり方について検討するとともに、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。
(9) 環境関連施設	
ア 火葬場	・火葬場は、建物所有を継続し、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。
イ 環境啓発施設	・資源リサイクルセンターは、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕等の検討を進めます。また、施設の特性を踏まえて、施設の統廃合や複合化についても検討します。
(10) その他施設	
ア その他施設	・地区集会所・竹見台多目的施設は、暫定利用施設である点を踏まえ、施設のあり方について検討します。